



事業団発注工事における社会保険等未加入対策について

日本下水道事業団（以下「事業団」といいます。）では、事業団発注工事からの社会保険等未加入建設業者（健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条又は雇用保険法第7条の規定による届出義務のない者を除きます。以下同じ。）の排除等、建設業者の社会保険等未加入対策に取り組んでまいりましたが、このたび国土交通省に準じて、以下のとおりさらなる取組を行うことといたしました。

● 概 要

(1) 社会保険等未加入建設業者との下請負契約の禁止

受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者と下請負契約を締結することができません。

(2) 違反した場合の措置

上記(1)に違反した場合、一次下請負契約を締結した受注者に対し、次のような措置がとられます。

① 制裁金

受注者に対して、一次下請負契約に係る請負代金額の10分の1に相当する額の制裁金が課されます。

② その他

受注者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。

(3) 国土交通省地方整備局への通報

社会保険等未加入建設業者については、その商号又は名称、建設業の許可番号、住所等を、工事の所在地を管轄する国土交通省地方整備局建設業担当課に通報することとします。

● 適 用

平成28年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用します。

【お問い合わせ先】

○経営企画部	企画・コンプライアンス課	TEL	03-6361-7811
○事業統括部	事業課	TEL	03-6361-7830